

次期リサイクル施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務 質問書（参加申出関係）

番号	該当箇所	質問事項	回答事項
1	実施要領 P3 第 7 条「評価基準」	最終的な評価は他事例と同様に、第 1 次審査と第 2 次審査のそれぞれの得点の合計値で評価されると考えればよいでしょうか。	実施要領第 6 条第 2 項に記載のとおり、第 2 次審査において受託候補者の特定を行います。 第 2 次審査は、第 1 次審査結果の得点は反映せず、当該評価基準のみで評価いたします。
2	実施要領 P11～15 様式第 3 号～様式第 5 号	業務実績は、「DBO 事業による」とありますが、「PFI 事業（BTO 事業）による」場合も実績として認めてもらえないでしょうか。	実施要領第 5 条（5）及び仕様書第 11 節（2）に記載のとおり、DBO 事業のみを対象といたします。